

史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）の概要

史跡百舌鳥古墳群とは

- ・4世紀後半～6世紀前半に形成され、当時の政治的・社会的構造を如実に示す稀有な古墳群
- ・墳丘が現存する44基のうち19基*が史跡に指定

*いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右工門山古墳、銭塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠
(下線：世界遺産構成資産12基)

計画策定の目的

「史跡百舌鳥古墳群保存活用計画」の整備の基本方針や世界遺産登録時の追加的勧告等を踏まえ、史跡の本質的価値を良好な状態で後世に継承し、同時に顕在化させる整備の方針や方法を明示する。

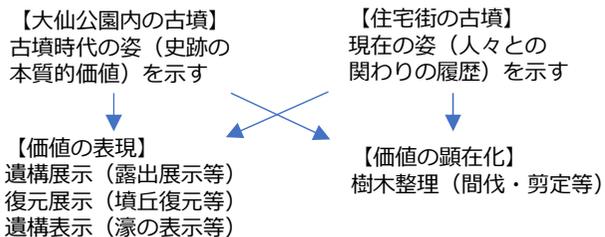
計画策定の経緯

平成30年 国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）策定
御廟山古墳内濠 追加指定
平成31年 ニサンザイ古墳内濠 追加指定
令和元年 世界遺産登録*
令和5年 史跡百舌鳥古墳群保存活用計画策定

*世界遺産登録時の追加的勧告
c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存及び顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること。

整備の方向性

整備によって多様な古墳の姿を示し、史跡の価値を高める



基本理念・基本方針

【基本理念】

- わが国を代表する歴史遺産として史跡百舌鳥古墳群の保存と公開活用を努める
- 魅力あるまちづくりに寄与するため、整備や公開活用は住民と協働を図り、住民に親しまれる史跡をめざす

【基本方針】

- 史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に未来へ継承する
⇒調査に基づき適切な遺構保存を行い、価値がわかりやすい整備を行う
- 古墳の存在感を高め、古墳群の一体的景観を形成する
⇒墳丘上の樹木整理等により古墳の稜線や古墳の連なりを明確にする
- 住民との協働を図り、古墳を舞台にした憩いや学習の交流拠点を創造する
⇒地域の誇りとして住民に親しまれる身近な古墳として整備する

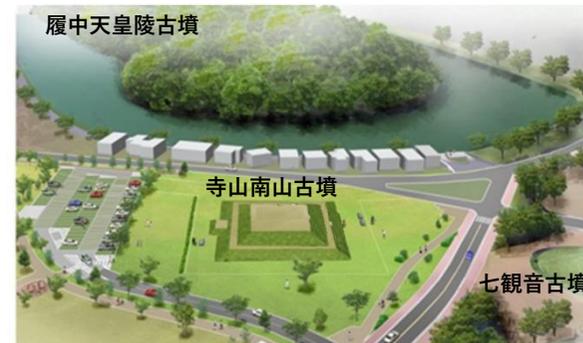
個別の計画

- 遺構保存および地形造成に関する計画
⇒墳丘上の樹木は間伐し、表土流出を防ぐため地被類を植栽する
- 遺構の表現に関する計画
⇒保護処置の後、遺構表示（濠の表示）や復元展示（墳丘復旧）を行う
- 公開活用に関する計画
⇒史跡への関心の有無に関わらない来訪の契機をつくる

整備の進め方

	第1期整備 平成30年度～令和6年度	第2期整備 令和7～16年度	第3期整備 令和17年度～
対象古墳	御廟表塚古墳	収塚古墳・寺山南山古墳	いたすけ古墳・長塚古墳・塚廻古墳・文珠塚古墳・丸保山古墳・乳岡古墳・ドンチャ山古墳・正楽寺山古墳・グワショウ坊古墳・旗塚古墳・七観音古墳・鏡塚古墳・善右工門山古墳・銭塚古墳
全体	解説板設置・周遊路整備・ガイダンス整備	総合解説板等整備	既存整備の大規模改修
画計	平成29年度 計画策定（第1期）	令和6年度 計画策定（第2期）	
	確認調査・追加指定・公有化・仮整備・保存のための緊急整備・既存整備の修復・防災整備等は適宜実施		

寺山南山古墳の整備（第2期）



- 【立地】大仙公園内、履中天皇陵古墳周囲の中小古墳
- 【整備理由】
- ・墳丘が一部崩れ、調査で判明した墳丘の形が視認できない
 - ・周辺の公園整備が完了し、周遊拠点となりつつある
 - ・古墳が密集し、整備効果が高い
- 【整備の方向性】
- ・調査成果に基づき墳丘を盛土で修復後、地被類で保護
 - ・植輪や葺石は原寸大の検出状況写真等を遺構上に設置
 - ・周濠は平面表示
- 【整備後のイメージ】
- ・大仙公園南西部の周遊拠点
 - ・様々な形や規模の古墳が連なる景観

- ・博物館等で学んだことを現地で確認し、様々な形や規模の古墳が密集する古墳群の価値を体感
- ・仁徳天皇陵古墳周辺だけでなく、履中天皇陵古墳や大仙公園全体の周遊を促進

史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）の概要

史跡古市古墳群とは

- 4世紀後半～6世紀前半に形成され、当時の政治的・社会的構造を如実に示す稀有な古墳群
- 墳丘が現存する45基のうち、下記の23基が国史跡に指定

古室山古墳、赤面山古墳、大鳥塚古墳、助太山古墳、鍋塚古墳、城山古墳、峯ヶ塚古墳、墓山古墳、野中古墳、応神天皇陵古墳外濠外堤、鉢塚古墳、はざま山古墳、青山古墳、蕃所山古墳、稲荷塚古墳、東山古墳、割塚古墳、唐櫃山古墳、松川塚古墳、浄元寺山古墳、白鳥陵古墳周堤、仲姫命陵古墳周堤、安閑天皇陵古墳周堤
 (下線：世界遺産構成資産16基)

計画策定の目的

『国史跡古市古墳群保存活用計画』で示した整備と公開・活用の基本方針や整備の推進方法、世界遺産登録時の追加的勧告などを踏まえ、『史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）』を改訂し、適切な整備の方針や方法を明らかにすることを目的とする。

計画策定の経緯

平成30年 史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）策定
 応神天皇陵古墳外濠外堤、浄元寺山古墳、松川塚古墳、鉢塚古墳、墓山古墳 追加指定

平成31年 唐櫃山古墳 追加指定

令和元年 世界遺産登録※

令和2年 応神天皇陵古墳外濠外堤 追加指定

令和3年 白鳥陵古墳周堤、仲姫命陵古墳周堤、応神天皇陵古墳外濠外堤、墓山古墳 追加指定

令和4年 国史跡古市古墳群保存活用計画 策定
 鍋塚古墳、白鳥陵古墳周堤 追加指定

令和5年 峯ヶ塚古墳 追加指定

令和6年 安閑天皇陵古墳周堤 追加指定

※世界遺産登録時の追加的勧告
 C) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存及び顕著な普遍的価値(OUV)の保護との整合性を確実に担保すること。

整備の方向性

- 整備は、古墳の本質的価値の保護、継承を目的とする。
- 保存のための整備では、状況により、樹木の剪定・伐採、墳丘の損傷や裾部の洗堀の修繕を行う。
- 活用のための整備では、墳丘の復元展示、遺構の平面表示、遺構の露出展示といった3つの表現方法の中から、各古墳にとって最も効果的なものを選択して実施する。
- 活用のための整備については、密集して古墳がある場合、周辺に隣接する古墳が認められない場合に分けて、**古墳間の眺望を活かす整備、各古墳の規模や形態が分かる整備**を基本とするが、個々の状況を踏まえて方向性を定める。

基本理念・基本方針

【基本理念】

- 古市古墳群の保存活用の推進
- 人類共有の文化遺産として、地域で親しめる場としての未来への継承

【基本方針】

【保存のための整備方針】

- 墳丘の削平や損壊、裾部の洗堀の保護対策を実施する。
- 墳丘等の遺構の保存を目的とした適切な動線設定、来訪者の誘導を図る。
- 高木化した樹木の剪定・伐採、濠水の水質改善の検討を行う。

【活用のための整備方針】

- 古墳の本質的価値を理解できる整備、動線設定、ガイダンス施設・展示施設や説明板などの設置を行う。また、隣接する古墳については、密集した多様な古墳を意識した整備を検討する。
- 周濠など危険箇所のため一般開放できない古墳について、見学のための動線設定と安全対策、限定公開を検討する。

【その他の課題】

- 史跡指定地の保存管理、整備は、関係機関、庁内部局との協議調整、有識者の見識が得られる体制の充実を図る。

個別の計画

●遺構保存計画

⇒樹木伐採による悪影響の排除、踏圧等に対する遺構保護盛土、周濠の洗堀防止対策を行う。

●遺構の復元展示・表示計画

⇒保存措置の後、墳丘の復元展示や周濠等の遺構表示を行う。

●公開計画

⇒史跡内の見学のために、墳頂部への誘導、あるいは内・外堤上を周遊できるようルートを設定する。

整備の進め方

	第1期整備 平成30～令和6年度	第2期整備 令和7～16年度	第3期整備 令和17年度～
対象古墳	城山古墳（整備）・ 峯ヶ塚古墳（整備）・ 発掘調査）・唐櫃山古墳 （発掘調査）	峯ヶ塚古墳・唐櫃山古墳 ・城山古墳・鉢塚古墳	応神天皇陵古墳外濠外堤・墓山古墳・城山古墳・古室山古墳・大鳥塚古墳・はざま山古墳・鉢塚古墳・鍋塚古墳・野中古墳・助太山古墳・赤面山古墳・青山古墳・蕃所山古墳・稲荷塚古墳・東山古墳・割塚古墳・浄元寺山古墳・松川塚古墳・白鳥陵古墳周堤・仲姫命陵古墳周堤・安閑天皇陵古墳周堤・野中宮山古墳（未指定）
全体	墳丘緊急整備	保存のための整備 活用のための整備	保存のための整備 活用のための整備
	確認調査・追加指定・公有化・暫定整備・保存のための緊急整備・既存整備の修復・防災整備等は適宜実施		
計画	史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）	史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）	

遺構復元・表示等について

【峯ヶ塚古墳】（古墳の規模や形態の分かる整備）

●整備理由

- ・開かれた公園の中にあり、整備効果が高い
- ・墳丘裾の崩落があり、本来の規模・墳形を視認できない

●保存のための整備

- ・墳丘：墳丘裾等の修復。
- ・内濠（湛水部）：修復した墳丘裾養生との水位調整。

●活用のための整備

- ・発掘調査で判明している情報を最大限表示。
- ・墳丘：復元
- ・周堤：復元
- ・主体部：陶板写真（オルソ画像）にて遺構表示
- ・葺石：葺石の遺構表示の検討。
- ・埴輪列：確認箇所を陶板写真（出土状況）にて遺構表示。
- ・内濠（陸化した範囲）・周堤：平面表示

●その他の課題

- ・都市公園である「峰塚公園」との一体的な整備。

【唐櫃山古墳】（古墳間の眺望を活かす整備）

●整備理由

- ・主墳となる巨大前方後円墳と隣接しており、眺望を活かせる立地
- ・墳丘の削平が著しく、墳丘の形が視認できない

●保存のための整備

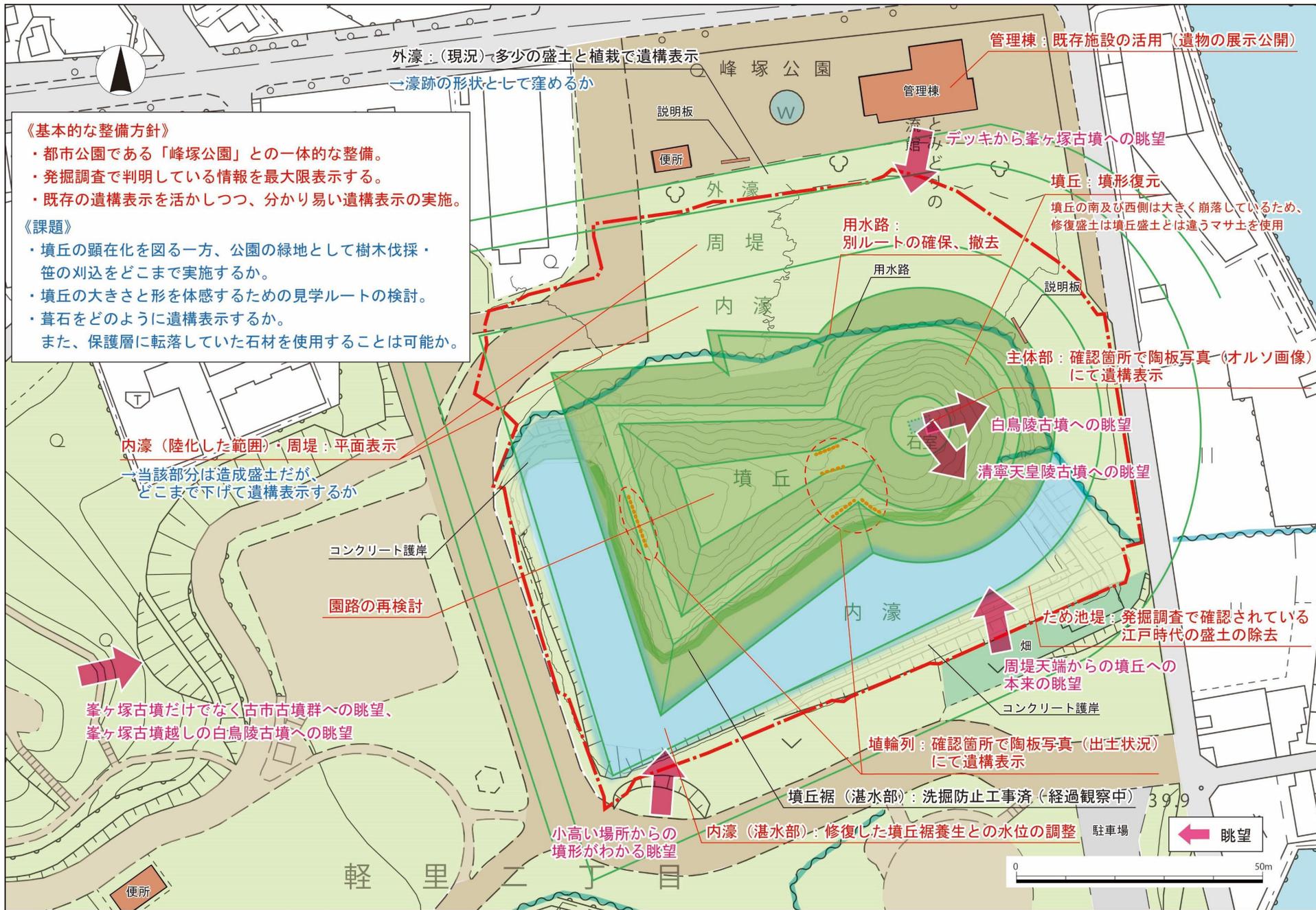
- ・墳丘削平部、切通しの修復

●活用のための整備

- ・墳丘：墳丘を立体的に復元し、墳頂から主墳を眺望する。
- ・周濠：平面表示
- ・渡り土手：平面表示（もしくは、墳丘の取り付きの関係で、スロープで表示）。
- ・堤上面の敷石遺構：平面表示
- ・埴輪列、葺石の平面表示方法について検討。

●その他の課題

- ・石棺展示：石棺3基実物展示（唐櫃山古墳出土1基、長持山古墳出土2基）



《基本的な整備方針》

- ・都市公園である「峰塚公園」との一体的な整備。
- ・発掘調査で判明している情報を最大限表示する。
- ・既存の遺構表示を活かしつつ、分かり易い遺構表示の実施。

《課題》

- ・墳丘の顕在化を図る一方、公園の緑地として樹木伐採・笹の刈込をどこまで実施するか。
- ・墳丘の大きさや形を体感するための見学ルートを検討。
- ・葺石をどのように遺構表示するか。
- また、保護層に転落していた石材を使用することは可能か。

内濠（陸化した範囲）・周堤：平面表示
 →当該部分は造成盛土だがどこまで下げて遺構表示するか

峰ヶ塚古墳だけでなく古市古墳群への眺望、
 峰ヶ塚古墳越しの白鳥陵古墳への眺望

小高い場所からの墳形がわかる眺望

管理棟：既存施設の活用（遺物の展示公開）

デッキから峰ヶ塚古墳への眺望

墳丘：墳形復元

墳丘の南及び西側は大きく崩落しているため、修復盛土は墳丘盛土とは違うマサ土を使用

用水路：別ルートの確保、撤去

主体部：確認箇所にて陶板写真（オルソ画像）にて遺構表示

白鳥陵古墳への眺望

清寧天皇陵古墳への眺望

ため池堤：発掘調査で確認されている江戸時代の盛土の除去

周堤天端からの墳丘への本来の眺望

埴輪列：確認箇所にて陶板写真（出土状況）にて遺構表示

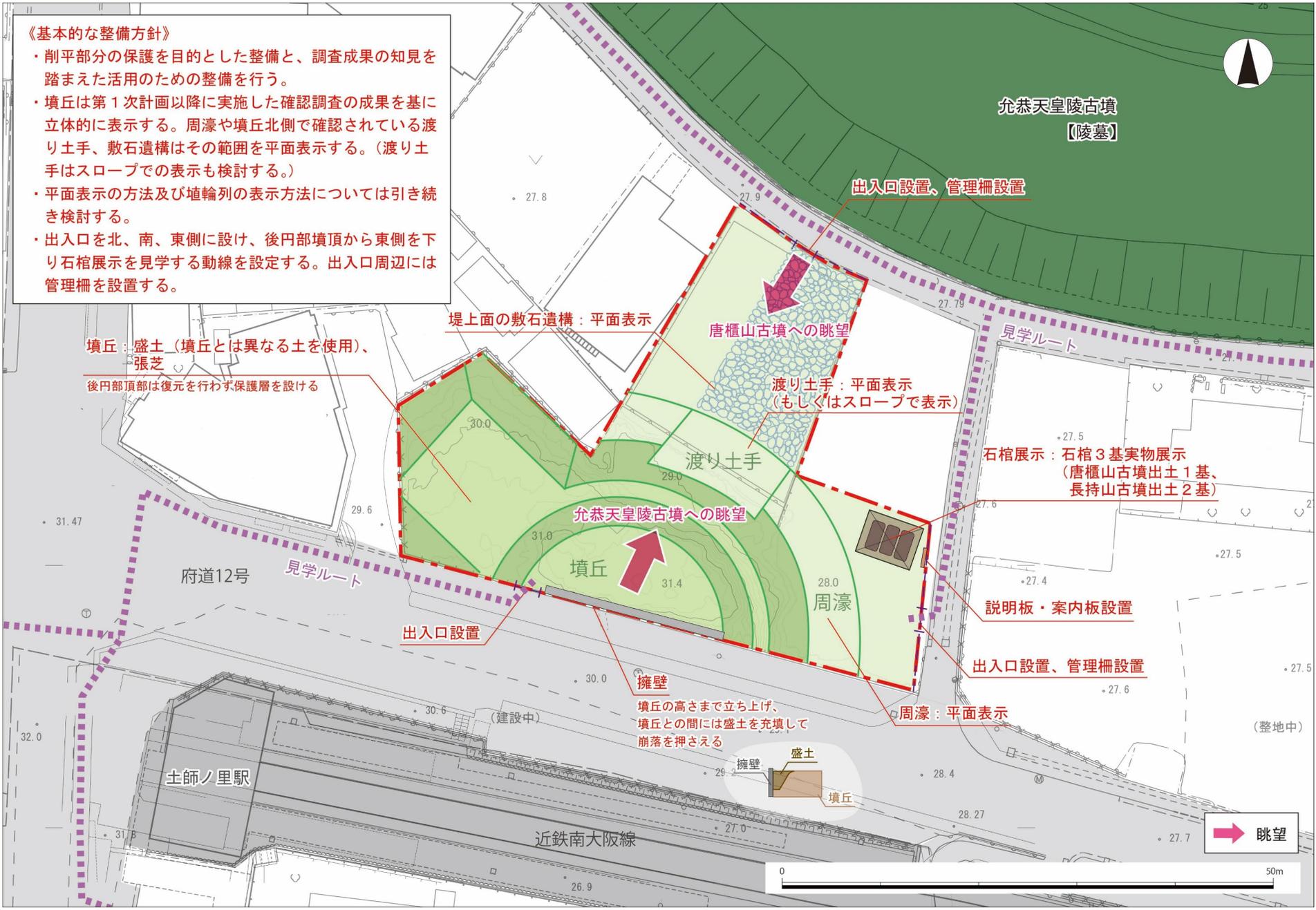
墳丘裾（湛水部）：洗掘防止工事済（経過観察中）

内濠（湛水部）：修復した墳丘裾養生との水位の調整

眺望



峰ヶ塚古墳 (No.44)



唐櫃山古墳 (構成資産外)

史跡整備基本計画の遺産影響評価の方針について

1. 遺産影響評価詳細分析報告書の章立て（案）

目次	備考
1 要約	
2 目次	
3 はじめに	
4 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要 (1)名称 (2)世界遺産一覧表への記載日 (3)構成資産一覧 (4)構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲 (5)顕著な普遍的価値 (6)国内法による資産の保全 (7)第 43 回世界遺産委員会における追加的勧告	推薦書、世界遺産委員会決議に基づき記載
5 評価の経緯	
6 評価の方法及び実施主体者	実施主体者は堺市、羽曳野市、藤井寺市
7 計画の概要 (1)全体概要 (2)史跡百舌鳥古墳群整備基本計画の概要 (3)史跡古市古墳群整備基本計画の概要	・(1)は両計画の共通事項（計画策定の経緯と目的、計画期間、基本理念等）を記載 ・(2)(3)は「計画全体の概要」「個別古墳（遺構復元計画対象）計画の概要」を記載
8 計画による資産への影響 (1) 全体計画 1)「顕著な普遍的価値」への影響 2)「緩衝地帯の機能」への影響 (2) 個別古墳の遺構復元計画 1)目的の妥当性 2)手法の妥当性 3)「顕著な普遍的価値」への影響 4)「価値理解の促進」への影響 5)「緩衝地帯の機能」への影響	・(1)は古墳群全体に共通する方針・手法について、影響を評価 ・(2)は個別古墳の計画のうち古墳の外観を変更する遺構復元計画について、目的と手法の妥当性、計画にかかる事業実施による影響を評価
9 緩和策の説明	
10 評価	
11 参考文献	
12 添付資料	・史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（概要版） ・史跡古市古墳群整備基本計画（概要版）

2. 個別古墳の遺構復元計画にかかる遺産影響評価の手法（案）

評価項目		手法
目的の妥当性		遺構保護、価値理解、対象選択の観点から評価
手法の妥当性		考古学データとの整合、工法の可逆性の観点から評価
「顕著な普遍的価値」への影響	a) 49基の墳墓に直接的な改変があるか c1) 独特な葬送習慣の物証に直接的な改変があるか	計画が構成資産の遺構・遺物に負の影響を及ぼすかを調査成果に基づき評価
	b1) 古墳の視覚的存在感を阻害するか b2) 古墳と古墳の間の繋がりを阻害するか	視点場及び周遊ルートからの「古墳への眺望」「古墳間の繋がりへの眺望」に影響を及ぼすかを、現況写真、計画実施後のパース図等の比較により評価 ※正の影響（存在感の高まり、繋がり顕在化）についても評価
	c2) 祭祀や参拝を阻害するか	計画の対象地と祭祀・参拝の場所との関係性（位置関係、計画対象地への眺望）により評価
「価値理解の促進」への影響	資産の価値に対する来訪者の理解を促進するか	計画が来訪者の価値理解に及ぼしうる影響より評価 ※正の影響（より深い理解の促進）、負の影響（誤解を与える懸念）の双方を評価
「緩衝地帯の機能」への影響	顕著な普遍的価値を守るための緩衝地帯の機能を阻害するか	諸規制への適合及び緩衝地帯保全の考え方との整合性より評価

【第43回世界遺産委員会決議 追加的勧告】

c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的および顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること。

史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期） 目次（案）

- 第1章 計画策定の経緯と目的
 - (1) 計画策定の経緯
 - (2) 計画の目的
 - (3) 委員会の設置と策定経過
 - (4) 関連計画との関係
- 第2章 計画地の現状
 - (1) 自然的環境
 - (2) 歴史的環境
 - (3) 社会的環境
 - (4) 関連法規制
- 第3章 史跡等の概要および現状と課題
 - (1) 史跡等指定の状況
 - (2) 史跡等の概要
 - (3) 史跡等の公開活用のための諸条件の把握
 - (4) 広域関連整備の現状と課題
- 第4章 基本方針
 - (1) 基本理念と基本方針
 - (2) 整備の方向性
 - (3) 整備の進め方
- 第5章 整備基本計画
 - (1) 遺構保存および地形造成に関する計画
 - (2) 遺構の表現に関する計画
 - (3) 植生・植栽に関する計画
 - (4) 便益施設に関する計画
 - (5) 公開活用およびそのための施設に関する計画
 - (6) 動線計画
 - (7) 案内・解説施設に関する計画
 - (8) 周辺地域の環境保全に関する計画
 - (9) 管理・運営に関する計画
 - (10) 関連歴史文化財等との有機的な整備活用に関する計画
 - (11) 公開活用に関する計画
- 第6章 各古墳の計画
 - (1) 各古墳の整備方針
 - (2) 第2期事業計画の古墳

史跡古市古墳群整備基本計画（第2次） 目次（案）

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

- (1) 策定に至る経緯
- (2) 策定の目的
- (3) 策定の体制
- (4) 対象範囲
- (5) 計画の期間

第2章 史跡古市古墳群の概要

- (1) 現況及び現在に至る経過
- (2) 歴史環境
- (3) 自然環境
- (4) 古市古墳群を取り巻く社会的環境

第3章 整備に向けた課題

- (1) 保存のための整備課題
- (2) 活用のための整備課題
- (3) その他の課題

第4章 基本理念及び基本方針

- (1) 基本理念
- (2) 基本方針

第5章 全体計画

- (1) 史跡古市古墳群第2次整備の基本方針
- (2) 整備の手法
- (3) 各古墳の整備方針
- (4) 古市古墳群の動線計画

第6章 個別計画

- (1) 調査計画
- (2) 遺構保存計画
- (3) 環境保全計画
- (4) 園路計画
- (5) 遺構の復元・表示計画
- (6) ガイダンス施設、便益施設、管理施設計画
- (7) 説明、案内施設計画
- (8) 設備（給水、排水、電気等）計画
- (9) 整備後の公開活用計画
- (10) 整備後の管理運営計画

第7章 連携計画

- (1) 周辺文化財との連携計画
- (2) 百舌鳥古墳群との連携計画
- (3) 他部局との連携計画

第8章 事業計画

- (1) 年次計画
- (2) 事業手法
- (3) 事業推進体制